

砺波市新庁舎整備基本計画（素案）

令和7年●月



砺波市

目次

1 基本計画策定の趣旨

(1) 新庁舎整備基本計画の策定目的	1
ア これまでの検討状況	1
イ 基本計画の位置付け	4

2 新庁舎整備の基本事項

(1) 新庁舎整備の基本理念・基本方針	5
(2) 新庁舎の整備場所	5

3 新庁舎に備える機能

(1) 災害対応時の業務継続機能	6
(2) 災害対応時の庁舎転換機能	9
(3) 耐震安全性の確保	11
(4) 構造方式の検討	12
(5) 敷地計画による対策	13

4 新庁舎に求める機能

(1) 周辺環境への配慮	14
(2) 動線計画への配慮	15
(3) アプローチへの配慮	16
(4) ユニバーサルデザインへの対応	17
(5) Z E B化の導入検討	18

5 新庁舎に導入する機能

(1) 窓口・相談機能	19
(2) 将来を見据えた執務機能	22
(3) マルチスペース	27
(4) 議会機能	28
(5) 防犯・セキュリティ機能	31

6 実現に向けた規模とコストの検討

(1) 規模の算定	32
(2) 平面構成	35
(3) 階構成	36
(4) 建築物の長寿命化	36
(5) エネルギー消費量の低減	37
(6) 柔軟性と可変性の確保	39

7 『となみ』の魅力を育む庁舎整備

(1) 配置計画	40
ア 計画地の概要	40
イ 敷地の特性	40
ウ 既存植栽の活用方針	41
エ 新庁舎の配置とゾーニング	41
オ 敷地の活用とエリアマネジメント	42
(2) 庁舎内の活用	43
(3) 環境への取組みモデル	44

8 新庁舎整備の事業手法及び事業費

(1) 事業手法	45
(2) 概算事業費及び財源	46

9 今後の進め方

(1) 今後の進め方	47
------------	----

1 基本計画策定の趣旨

(1) 新庁舎整備基本計画の策定目的

基本構想は、現状の課題及び新庁舎における対応策を整理し、基本理念と3つの基本方針をまとめました。

その後の基本計画においては、各基本方針に基づき掲げられた項目について、具体的な実現に向けた検討を行います。この過程で、発生しうる矛盾の整理や経済性の検討など、様々な観点からの選択が求められますが、基本計画の重要な役割であり、事業推進の第一段階となります。

今後進められる基本設計においては、この基本計画における内容が適切であるか否かが、極めて重要な判断要素となります。

ア これまでの検討状況

本市においては、小・中学校の耐震化、幼稚園・保育所の認定こども園化、新体育センター及び新図書館の建設など、市民サービスに直結した施設整備を優先してきました。しかし、近年の災害事例を鑑みたとき、災害対応の活動拠点となる庁舎では耐震性や浸水対策等を備えておく必要があることから、令和2年度には「砺波市庁舎整備庁内研究会」を発足したほか、市議会においても「公共施設対策特別委員会」が設置され、調査・研究等が行われてきました。

令和3年度には「砺波市庁舎整備検討委員会」を設置し、関係団体の代表者、公募による市民及び学識経験者により将来を見据えた検討が重ねられ、「砺波市庁舎整備の検討に関する報告書」が市長へ提出されました。この報告書では、整備方針として「新庁舎建設」、位置として「現在地とともに別敷地も検討」すること、機能として「(1) 災害対策拠点、(2) 柔軟で機能的・効率的な庁舎、(3) やさしく、市民に開かれた庁舎、(4) 環境に配慮した庁舎」にまとめられました。

令和4年度には、庁内研究会を改めて設置し、課題や基本理念等を報告書としてまとめ、令和5年度には、検討委員会の構成メンバーであった各種団体と意見交換を行いました。また、市民アンケートや民間事業者へのサウンディング型市場調査を行い、建設地等に関して検討を進めました。

令和6年度には、市議会において「新庁舎検討特別委員会」が設置されるとともに、市では新たに「砺波市新庁舎整備検討委員会」及び「砺波市新庁舎庁内研究会」を設けて、新庁舎整備に関する検討を進め、「砺波市新庁舎整備基本構想(案)」が市長に提出され、基本構想を策定しました。また、職員アンケートや民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施し、基本理念や基本方針、建設地等の新庁舎整備について検討しました。

令和7年度には、新庁舎における新しい働き方を検討するため、財政課にパイロットオフィスを実施しました。また、前年度に引き続き「砺波市新庁舎整備検討委員会」及び「砺波市新庁舎庁内研究会」において、新庁舎整備に関する検討を進め、提言書として市長に提出され、砺波市新庁舎整備基本計画を策定しました。(仮)

これまでの経過

年度	日付	事項	備考
R2	R3 1月	砺波市庁舎整備庁内研究会 「庁舎整備に関する研究結果報告書」	・本庁舎の一部又は全部を解体し、現位置で建設
R3	6月11日	第1回 砺波市庁舎整備検討委員会	
	7月7日	第2回 砺波市庁舎整備検討委員会—射水市庁舎視察	
	8月4日	第3回 砺波市庁舎整備検討委員会—黒部市庁舎視察	
	8月23日	第4回 砺波市庁舎整備検討委員会	
	11月17日	第5回 砺波市庁舎整備検討委員会	
	R4 1月	「砺波市庁舎整備の検討に関する報告書」	・整備は新庁舎建設とすること (1) 災害対策拠点として機能する庁舎 (2) 柔軟で機能的・効率的な庁舎 (3) やさしく、市民に開かれた庁舎 (4) 環境に配慮した庁舎
R4	5月19日	第1回 砺波市庁舎整備庁内研究会	
	10月27日	第2回 砺波市庁舎整備庁内研究会	
	12月21日	第3回 砺波市庁舎整備庁内研究会	
	R5 2月	「砺波市庁舎整備に関する報告書」	基本理念 「市民の安全を守り、環境と人にやさしく、 機能的でコンパクトな庁舎」 基本方針 1 市民の安全・安心を第一に、災害時にも 業務継続可能な庁舎 基本方針 2 環境に配慮し、人にやさしい庁舎 基本方針 3 経済性を考慮し機能的でコンパクトな庁舎
R5	3月28日	報告・意見交換会—庄川町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康センター統合の意味 ・建設費による市民負担 ・整備費について ・福祉部門の機能整理 ・福祉部門の集約化 ・庁舎跡地の活用 ・防災に特化してほしい ・耐震性不足を懸念 ・建設費の高騰 ・基金と借入金バランス ・現在地建設は費用がかかる
	4月11日	報告・意見交換会—砺波市女性団体連絡協議会	
	6月14日	報告・意見交換会—砺波市男女共同参画推進員連絡会	
	6月20日	報告・意見交換会—砺波市児童クラブ連合会	
	6月23日	報告・意見交換会—砺波市社会福祉協議会	
	6月29日	報告・意見交換会—砺波市民生委員児童委員協議会	
	7月26日	報告・意見交換会—となみ青年会議所	
	8月4日	報告・意見交換会—砺波市老人クラブ連合会	
	8月9日	報告・意見交換会—砺波市地区自治振興会協議会	
	8月18日	報告・意見交換会—砺波市観光協会	
	8月21日	報告・意見交換会—砺波市PTA連絡協議会	
	11月21日	報告・意見交換会—砺波商工会議所	
R6 3月	12月 (R6 3月) 砺波市庁舎整備に関する市民アンケート 集計結果	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応時の防災拠点 ・駐車場がせまい ・位置について、 こだわらない(38.9%) 現在の場所以外(34.2%) 現在の場所(26.8%) 	
R6 2月	砺波市庁舎整備事業に関する サウンディング型市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト高となるため、別敷地の方が良い ・現敷地での建設では仮設コストが大きくなる ・現就業者数から売店機能等の設置は難しい ・能登半島地震を受けRC造が良いが、コストは高い ・ZEB化は、コスト比較の上、グレード選定の提案 	
R6	5月30日	第1回 砺波市新庁舎整備検討委員会	・新庁舎建設の候補地3案提示
	5月30日	第1回 砺波市新庁舎整備庁内研究会	
	7月3日	第2回 砺波市新庁舎整備検討委員会	・新庁舎建設の最有力候補地の決定
	8月20日	第2回 砺波市新庁舎整備庁内研究会	
	8月21日	第3回 砺波市新庁舎整備検討委員会	・新庁舎整備基本構想(素案)提示
	9月17日	第3回 砺波市新庁舎整備庁内研究会	
	10月10日	第4回 砺波市新庁舎整備検討委員会	・新庁舎整備基本構想(案)の承認
	11月	砺波市新庁舎整備 基本構想 パブリックコメント	

年度	日付	事項	備考
R6	11月	「砺波市新庁舎整備基本構想」	新庁舎建設地を 「富山県花総合センター」敷地に決定
	11月29日	新庁舎整備に関するアンケート調査 実施	
	12月20日	職員研修「これからの砺波市庁舎」	
	R7 1月14日	職員ワークショップ「これからの働き方を考える」	
	2月	砺波市庁舎整備事業に関する サウンディング型市場調査	
	3月26日	第5回 砺波市新庁舎整備検討委員会	・これまでの検討状況及び基本計画骨子（案）提示
R7	5月30日	第4回 砺波市新庁舎整備庁内研究会	
	6月26日	第6回 砺波市新庁舎整備検討委員会	
	7月～	財政課パイロットオフィス	
	8月●日	第5回 砺波市新庁舎整備庁内研究会	
	9月●日	第7回 砺波市新庁舎整備検討委員会	
	9月●日	第6回 砺波市新庁舎整備庁内研究会	
	10月●日	第8回 砺波市新庁舎整備検討委員会	

イ 基本計画の位置付け

基本計画は、基本構想を具体化する基本的な計画であり、新庁舎に導入する機能、施設の規模、概算事業費等の具体的な条件について、慎重に検討したうえで、適切な方針を定めます。

このほか、段階的に計画を進めるため、基本設計に向けた検討として、課題の明確化を図ります。

基本計画の位置付けと新庁舎整備へ向けた基本的な流れ

基本理念・基本方針
整備場所
～R5年度

・市民とともに、新庁舎整備に向けた「基本理念と基本方針」及び「候補地」を検討します。

基本構想
～R6年度

・新庁舎整備の指針となる基本的な考えをまとめます。
・基本理念と基本方針を踏まえ、基本的な機能や規模を検討し、建設場所を示すとともに、事業費及び事業手法を整理します。

基本計画
～R7年度

・設計を進めるため、基本構想を具体化する基本的な計画を決定します。
・新庁舎の具体的な条件（導入機能、規模、事業費、事業手法等）を決定します。

基本設計

・基本計画を詳細検討し、実施設計・工事へ進める作業段階へ入ります。

実施設計

・基本設計に基づいて、デザイン・技術の両面で詳細な設計を進め、工事の実施に必要な実施設計図を作成します。

新庁舎整備

・実施設計に基づき、新庁舎を整備します。

2 新庁舎整備の基本事項

(1) 新庁舎整備の基本理念・基本方針

庁舎は災害対応や市民サービスの拠点であり、DXの推進や環境負荷の低減を図りながら、持続可能なまちづくりを目指して、次のとおり基本理念を定めました。

基本理念

「市民の安全を守り、環境と人にやさしく、機能的でコンパクトな庁舎」

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を定めました。

基本方針1

市民の安全・安心を第一に
災害時にも業務継続可能な庁舎

基本方針2

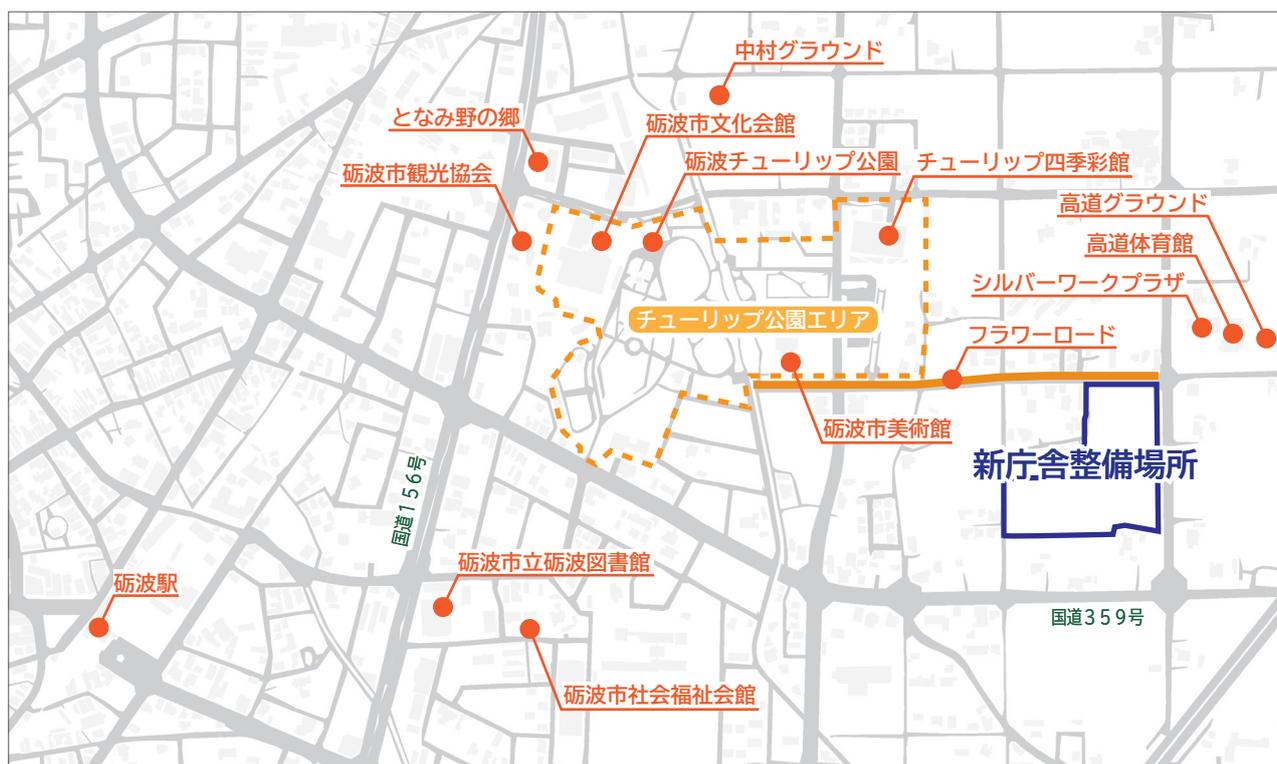
環境に配慮し
人にやさしい庁舎

基本方針3

経済性を考慮し
機能的でコンパクトな庁舎

(2) 新庁舎の整備場所

新庁舎は、様々な要件について検討のうえ総合的に判断し、新庁舎の整備場所は令和8年度末に廃止予定の「富山県花総合センター敷地」とします。



基本構想で整理してきた課題や対応を踏まえ、災害対応時にも迅速な対応ができるよう、新庁舎に備える機能を整理します。

(1) 災害対応時の業務継続機能

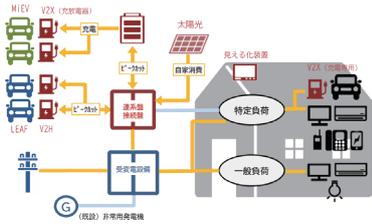
甚大な災害によるライフラインの断絶時にも、直ちに災害対策拠点として業務を開始し、最低72時間の業務継続をするため、次の項目について体制を整えます。

◇災害対応時のエネルギー対応

災害対応時業務継続のための主な電力供給先

- 照明（従来照明の1/3～1/2程度）
- 通信・情報設備（対応業務に関わる範囲）
- 空調（災害対応に関わる最小範囲）

[他自治体の例]

<p>◇非常用発電機（飯山市）</p>  <p>災害対応時の照明、コンセント、空調等のエネルギーを非常用発電機により確保する。</p>	<p>◇太陽光発電（開成町）</p>  <p>平常時は夏の冷房等の電力を削減し、災害対応時は電力の継続利用を可能にする。</p>
<p>◇蓄電池+太陽光パネル（高山村）</p>  <p>平常時は太陽光発電により、ピークカット等電力需給バランスの最適化。災害対応時は蓄電池により、72時間の電力供給を実現する。</p>	<p>◇太陽光パネル+蓄電池+電気自動車+V2B※（東久留米市）</p>  <p>平常時は太陽光発電により、ピークカット等電力需給バランスの最適化。災害対応時は太陽光発電を主電源とし、二次電池設備で調整することで、72時間の電力供給を実現する。</p>

※V2B: Vehicle to Buildingの略。EVのバッテリーから建物へ電力を供給したり、逆に建物からEVへの充電を可能にする仕組み。

現時点の建設費用や設備価格、将来的な更新費用を考慮し、照明、通信・情報設備への電源供給は非常用発電機によることとして、空調設備への対応はZEB化断熱性能向上により負荷の低減を図り、夏季冷房対応は太陽光発電、冬季暖房対応は太陽光発電によるエアコン稼働又は従来設備のストーブ等の対応とします。

蓄電池はおよそ10～15年ごとに更新の必要があり、価格やサイクル等技術的な進歩により将来的に採用を検討します。

◇災害対応時の通信対応

豪雨による浸水への備えとして、庁舎周辺の地盤嵩上げやサーバ室等の重要設備を上層階へ配置するとともに、情報通信網の多重化を図ります。また、執務用ネットワークや電話設備についてはクラウド化を検討します。

通信の種類	防災・危機管理	- 専用通信
	執務用ネットワーク	- クラウド化の検討
	電話設備	- クラウド化の検討

◇災害対応時の飲料水・生活水の対応

新庁舎の平常時の給水系統は、省エネルギー・衛生面・機能面を考慮し、直圧直結給水方式を検討しているため、災害対応時の飲料水、生活水の確保は以下のように整理します。

用途	平常時	災害対応時（断水時）	備考
飲料水（職員の飲用等）	水道水	ペットボトル備蓄	ペットボトル：職員 200 人・3 日分
生活水（手洗い等）	水道水	井戸	

(2) 災害対応時の庁舎転換機能

災害対応時には意思決定機関である災害対策本部（部長職以上の対策組織）を直ちに設置し、災害センター機能や災害対応時受援体制を整え、活動が円滑に行える諸室の整備を行います。

また、フェーズフリー[※]の考え方を取り入れ、状況に応じて柔軟に対応できる庁舎とします。

※フェーズフリー：身のまわりにあるモノやサービスを、平常時はもちろん、非常対応時にも役立つようにデザインする考え方。

◇災害対策本部機能の設置

- 大会議室は、平常時は大会議室等として使用しますが、速やかに災害対策本部を設置できるよう大型モニターやマイク、机・椅子、複数の通信回線等の必要な設備を備えます。
- 会議室等については、移動式間仕切壁により、利用目的に応じて柔軟な空間構成が可能となるよう整備します。
- 災害対応時に国、富山県、警察署、消防署、自衛隊等外部からの職員の受け入れ体制の構築と災害対応要員が集中的に活動できるようにスペースを確保します。
- 災害応急活動従事者用の備蓄食糧や簡易トイレを保管するため、防災備蓄品の保管スペースを確保します。
- 各関係機関からの情報収集や各対策班との連絡が可能となる通信手段として防災無線、LAN、通信回線等を整備します。

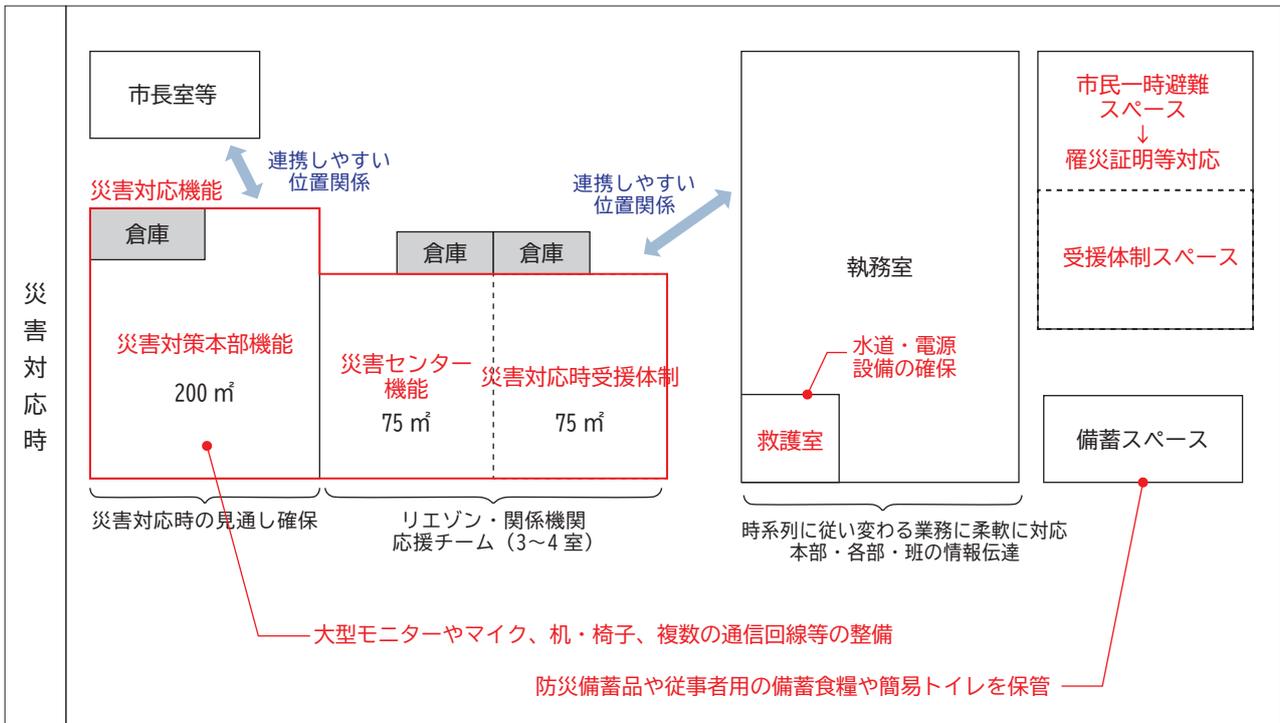
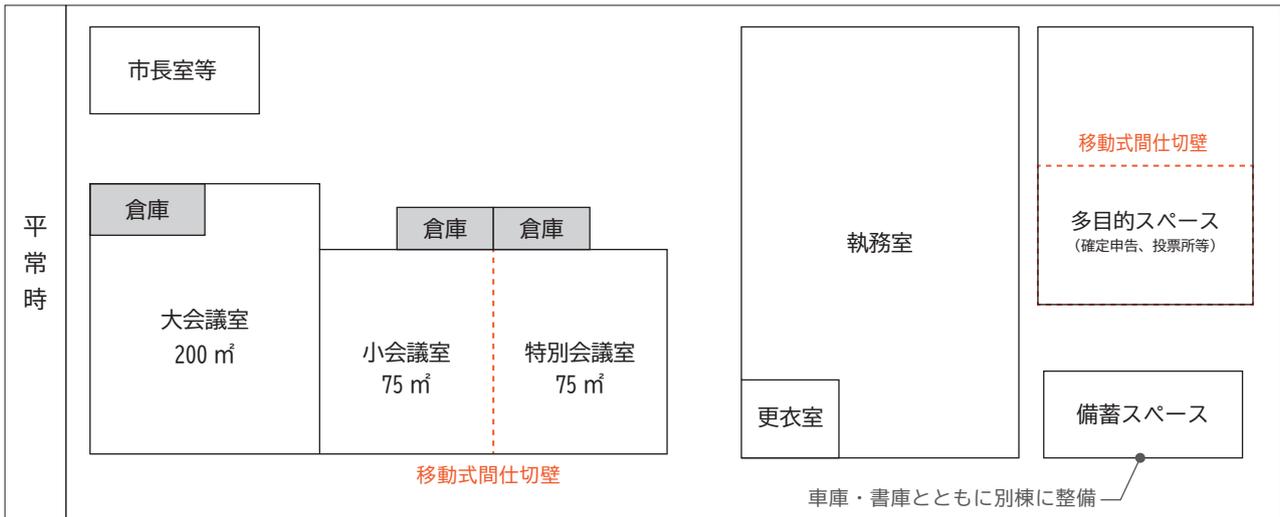


災害対策本部としても使える会議室のイメージ（左：甲賀市、右：豊島区）

◇災害対応時に共用できる多機能スペース

- 諸室を目的により転換利用することで、コンパクトな計画とします。
- 周辺施設と連携する機能を検討します。
- 緊急物資の拠点として、備蓄スペースを確保できるように、平常時のスペースを転換します。
- 平常時に除雪対応等に使用するシャワーを、災害対応時に利用します。

庁舎内の災害対応の考え方



(3) 耐震安全性の確保

大規模災害発生時において、地域防災拠点として市民が安全に利用できる基本的な機能や設備を維持するため、耐震性能の高い安全な庁舎とします。

新庁舎の耐震安全性の基準については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じ、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保します。

耐震安全性基準（官庁施設の総合耐震計画基準）出典：国土交通省

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数は1.5)
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数は1.25)
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。(重要度係数は1.0)
建築非構造部材 ※1	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備 ※2	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※1 建築非構造部材：天井材、照明器具、窓ガラス窓枠、外壁仕上げ材、外壁取付物、屋上設置物、内壁（内装材）、収納棚等。

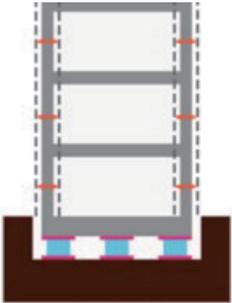
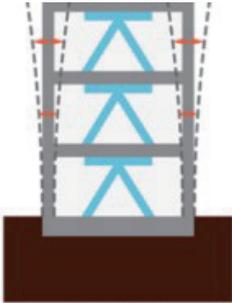
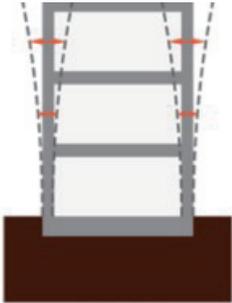
※2 建築設備：配管、ダクト、ケーブルラック、キュービクル、発電機、ボイラー等。

- 通常の耐震基準では、震度6強の地震に対して倒壊しないような強度が求められています。
- 新庁舎は防災対策の拠点となる施設であることから、構造体「I 類」、建築非構造部材「A 類」、建築設備「甲類」に相当する性能を有する方針とし、十分な耐震安全性を確保します。
- 新庁舎の本館は、構造体「I 類」の設定とするため、重要度係数に基づき、通常の耐震基準の1.5倍の構造強度設計を行います。

(4) 構造方式の検討

巨大地震や豪雨などの災害が発生した時にも、地域防災拠点として市民が安全に利用でき、業務を継続できるよう、構造方式について検討します。

構造方式の比較検討

		免震構造	制震構造	耐震構造
構成		<p>建物下部の免震装置で揺れを減らし、地震エネルギーを吸収</p> 	<p>建物各部に設けたダンパーにより地震エネルギーを吸収</p> 	<p>柱梁フレームや耐震壁等で地震力に抵抗し、塑性化によりエネルギーを吸収</p> 
長所		<ul style="list-style-type: none"> 地震による応答加速度を大幅に低減 層間変形角が極めて小さい 地震時の上部構造はほぼ弾性に留まる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震による応答加速度をある程度は低減できる 層間変形角が極めて小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な技術を使用しない
短所		<ul style="list-style-type: none"> 建物周囲に 40~50cm のクリアランスを設け、エキスパンションジョイントが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 構造材へのダンパーの配置が建築計画に影響を与える 	<ul style="list-style-type: none"> フレームだけの構造では部材が大きくなる 壁やブレースを用いる場合には建築計画に影響を与える
適した上部構造		RC 造、ブレースや CFT 柱を用いた鉄骨造	鉄骨ラーメン造	RC 造、鉄骨造
BCP (事業継続性)	躯体の状態	ほぼ弾性状態	ほぼ弾性状態	構造体の一部は塑性化(損傷)する
	外壁の安全性	十分に確保される	ほぼ確保される	脱落防止措置を取っていても一部は損傷する
	家具の安定性	転倒の危険は極めて少ない	転倒の危険は少ない	転倒の危険性が大きい
	機能維持性	高く地震後も継続使用が可能	高く地震後も多少の補修により継続使用が可能	大規模な地震後の継続使用は困難
コスト	建設コスト	延床面積当たり 3~4 万円増加	延床面積当たり 1~2 万円増加	基本となる工事費
	メンテナンス	2 回目まで 5 年ごと、以降 10 年ごとに調査 1 回あたり 50~60 万円	不要	不要
	大地震後の修復コスト	ほとんどゼロ	建設コストの 1~5%	建設コストの 3~10%

(5) 敷地計画による対策

- 建物周囲については、浸水災害に対応する1.2m程度の地盤の嵩上げを行うことで浸水リスクを低減し、災害直後から迅速に復旧対応を進めます。
- 雨水貯留機能や遊水機能を確保するために調整池等を整備します。
- 雨天時や積雪時にも来庁者が入館しやすいようアーケードや消雪装置の設置を検討します。

敷地計画の考え方



庁舎建設後、70～80年間以上、市庁舎としてあり続けるために、時代に応じて変化可能な庁舎づくりを行います。

(1) 周辺環境への配慮

新庁舎では、シンボリックな意匠を追求せず、周辺環境等と調和した親しみのあるデザインを検討します。また、新庁舎建設場所は、砺波チューリップ公園やチューリップ四季彩館など、多くの施設と近接していることから、「庄川と散居が織りなす花と緑のまち」砺波にふさわしい庁舎づくりを行います。

周辺施設の用途・諸室等

施設	用途・諸室等
砺波チューリップ公園	郷土資料館、旧中嶋家住宅
チューリップ四季彩館	通年チューリップ展示、併設カフェ
砺波市美術館	展示室、市民ギャラリー、市民アトリエ、展望プロムナード、テラス
砺波市文化会館	多目的施設（大ホール、多目的ホール）
砺波市立砺波図書館	
高道体育館・グラウンド	
シルバーワークプラザ	高齢者向けの交流・趣味活動施設



砺波チューリップ公園



チューリップ四季彩館



砺波市美術館



砺波市文化会館

(2) 動線計画への配慮

庁舎を永く使用し続けるため、これからの社会的な変化に対し、柔軟に対応可能な整備を行います。

◇わかりやすさへの配慮

- わかりやすさを優先した案内サインを導入します。
- カラーユニバーサルデザイン^{*}の対応をはじめ、手続き内容を表示する案内等の視覚情報や音声情報、触知情報等の設備機能を検討し、初めて訪れた来庁者にもわかりやすい庁舎とします。

※カラーユニバーサルデザイン：色覚の多様性を考慮して、情報が正しく伝わるようにデザインすること。



わかりやすい窓口のイメージ（左：深川市、右：鳴門市）

(3) アプローチへの配慮

- 庁舎から出入りしやすい位置に優先駐車場や車寄せ、タクシー乗り場等を配置します。
- 来庁者用駐車場は、周辺道路への出入りがしやすいような工夫に配慮します。
- 雨に濡れず建物内に入ることができるように、庇やアーケードを設置し、多様なエリアとして活用します。



車寄せのイメージ（深川市）



優先駐車場のイメージ（郡山市）

◇駐車台数の確保と多様な利用

来庁者用・公用車用など用途別に敷地内へ配置します。

現状の駐車可能台数（台）					
現庁舎敷地				職員駐車場 (市有地・借地利用)	健康センター (職員・来庁者等)
ユニバーサル	一般来客	その他	公用車		
5	108	19	71		
203				270	30
503					

また、新庁舎における公用車の運用にあたっては、集中管理方式を採用し、効率的な運用と適正な車両の確保を図ります。また、電気自動車の活用推進も検討します。

(4) ユニバーサルデザインへの対応

高齢者や障がい者をはじめ、来庁者や職員の誰もが安全で快適に利用できる庁舎とするため、ユニバーサルデザイン^{*}を導入します。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別の違い、障害の有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと。

◇快適な移動空間

- 庁舎内通路は、複雑な移動とならないようにわかりやすく連続性のある移動経路とします。
- 庁舎内の廊下は、車椅子やベビーカー利用者に配慮し、段差解消やゆとりがある幅、転回ができるスペースを設けます。また、上下階への移動が容易となるように、エレベーターや階段は、主要な出入口からわかりやすい配置とします。



エントランスのイメージ（直方市）



移動経路のイメージ（深川市）

◇多様な利用者への配慮

- 子供連れの来庁者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペース等を設置します。
- 各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。
- 多目的トイレには、オストメイトや車椅子対応の設備を併設するとともに、子育て世代や高齢者等の様々な来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。
- 利用者の利便性を促進するため、庁舎敷地内への市営バスの乗り入れについて検討します。



多目的トイレのイメージ（愛西市）



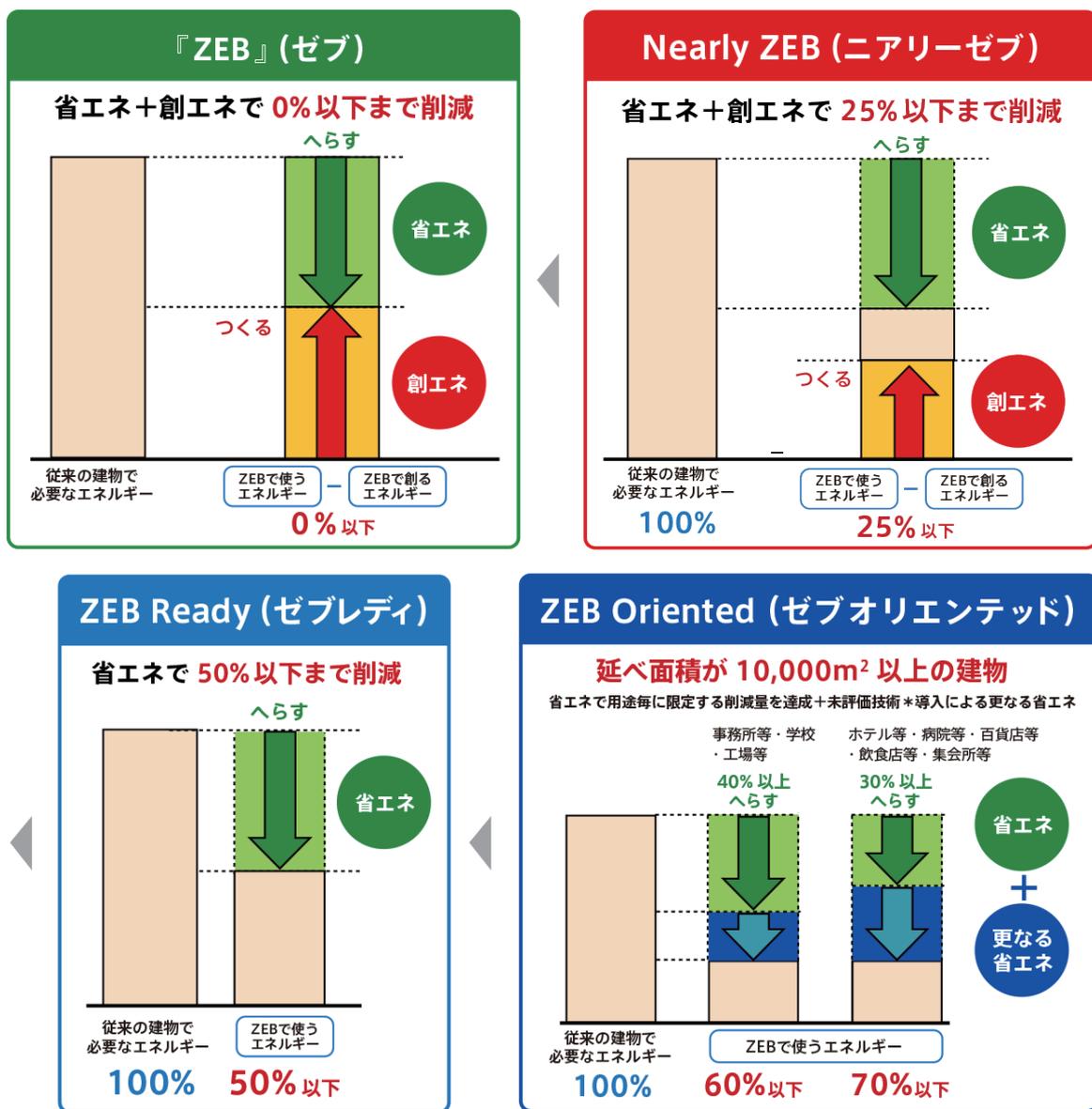
キッズスペースのイメージ（深川市）

(5) ZEB化の導入検討

自然エネルギーを積極的に活用し様々な省エネルギー技術を導入することで、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギー量を削減する環境にやさしい庁舎として、ZEB[※]の実現を目指します。

※ZEB: Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。

ZEBの定義



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

出典：環境省「ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)」

市民の利便性の向上と、職員にとって快適で効率的な執務環境の実現を目指し、必要な機能を適切に備えた、コンパクトで機能的な庁舎の整備を進めます。

(1) 窓口・相談機能

窓口業務を担う関係課をできるだけ低層階に集約し、市民の利便性を重視した配置とします。また、各窓口では、手続きに伴う各種の相談ができるよう、プライバシーに配慮した整備とします。

◇利用しやすい窓口サービス

市民の利便性向上の観点から、近年、様々な自治体でワンフロアサービスやワンストップサービスの導入が進められています。

それぞれの特徴を踏まえ、新庁舎においては、ワンストップサービスの導入を進めます。

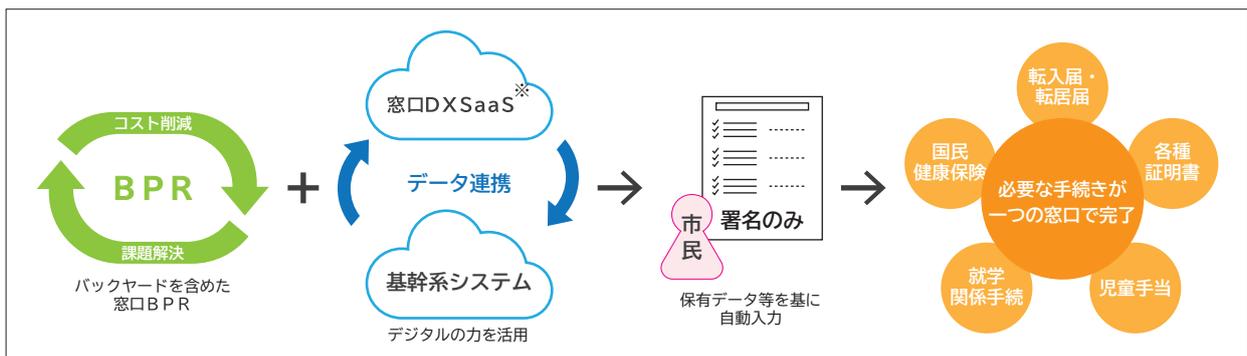
	ワンフロアサービス	ワンストップサービス
レイアウトイメージ		
特徴	<p>利用者がそれぞれの窓口で手続きを行う方式であり、手続きの内容に応じて窓口は分かれており、市民が移動する必要があります。</p>	<p>手続きごとに担当課の職員がそれぞれ窓口へ移動する方式であり、利用者は一つの窓口で全ての手続きを行うことができます。</p>

◇窓口DX

デジタルの力を活用したBPR[※]等の窓口DXを図ることにより、市民の手間や時間の削減、サービスの平準化を図り、職員の事務負担を軽減します。

※BPR：Business Process Re-engineering の略称。企業が目標達成のために、既存の業務フロー、組織構造、情報システム等を根本から見直し、再構築するプロセスのこと。

窓口DXによるワンストップサービスの一例

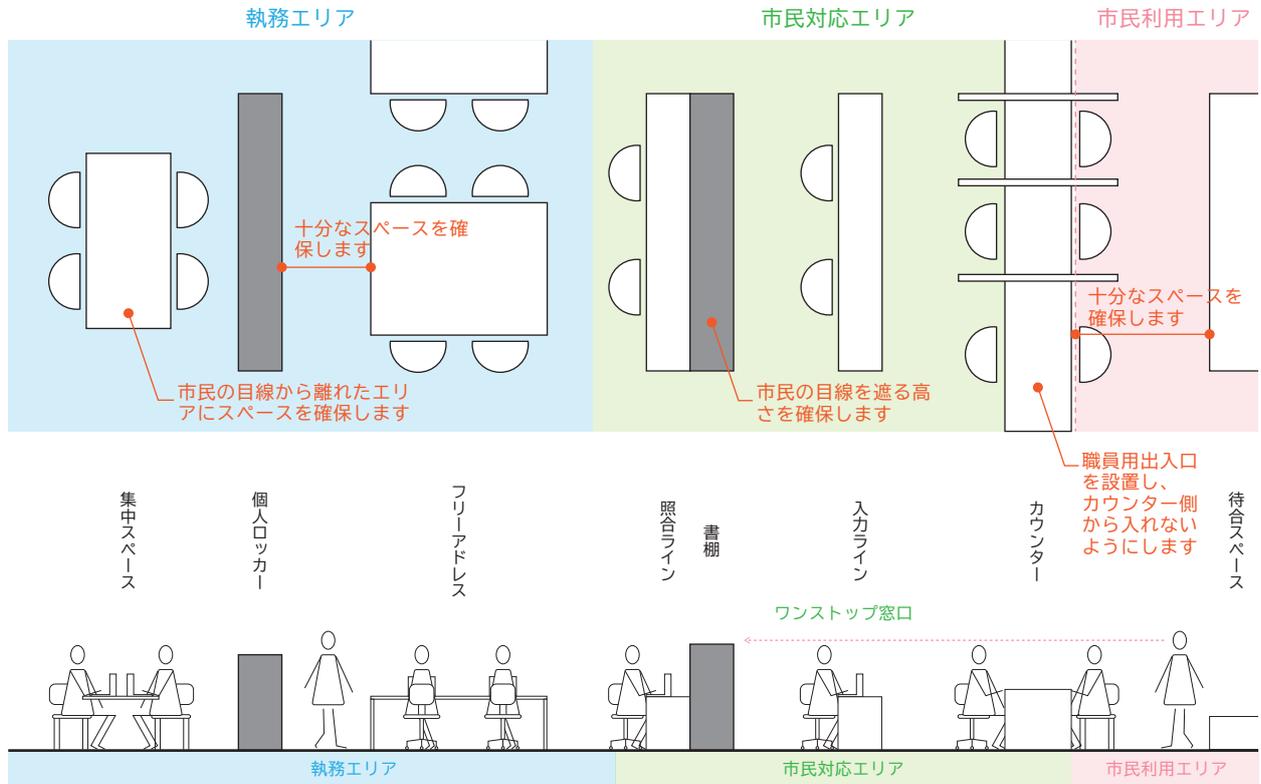


※SaaS：Software as a Service の略称。サービス提供事業者のサーバー上で動作するソフトウェアを、インターネット等を通じて利用できる仕組みのこと。

◇窓口業務

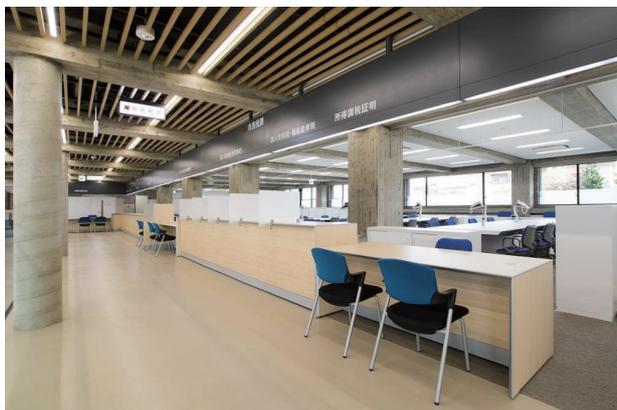
- 市民利用の多い窓口を極力低層階のワンフロアに集約します。
- 総合案内や相談窓口へのフロアマネージャーの配置など、来庁者が利用しやすい仕組みを検討します。

窓口の考え方



◇窓口スペース

- 丁寧な相談対応が求められる窓口には、仕切りのあるテーブルなど、受付内容に応じた整備とします。
- 手続きの円滑化を図るため、窓口のデジタル化を推進するとともに、窓口案内など受付方法について検討します。



カウンターのイメージ（左：弘前市、右：阿南市）

◇相談スペース

- 市民のプライバシーに配慮した相談スペースや個室の相談室を設置します。
- 相談スペースは窓口から近接した位置に設け、効率的に配置します。



相談室のイメージ（左：豊島区児童相談所・長崎健康相談所、右：葛飾区）